

がらまん



宜野座 NEWS

2009年8月



家出少年及び福祉犯罪被害少年等の発見保護について

次代を担う少年が、心身とも健やかにたくましく成長することは県民すべての願いです。最近、少年達がパソコンや携帯電話のインターネットによる「出会い系サイト」等を利用して、「児童買春」や「県青少年保護育成条例違反」の被害者となったり、小遣い銭欲しさから風俗店や深夜飲食店の従業員として稼働していたなど、少年が福祉犯罪の被害となるケースが懸念されるどころです。夏休みや夏休み明けは、生活のリズムが乱れがちになり、ちょっとした気のゆるみから深夜徘徊・無断外泊・飲酒・喫煙・万引き等の非行に走ったり、様々な福祉犯罪の被害となる危険が潜んでいます。少年一人ひとりに目を配り、少年達の小さな変化を見逃すことなく、少年の福祉を害する犯罪等から少年を守りましょう。

こんな態度に要注意！

- 行き先を言わずに外出したり、帰宅時間が不規則で遅く、夜遊びや無断外泊が多くなった。
- 嘘をついたり、落ち着きがなく家族との対話を避けるようになった。
- 隠語を使ったり、言葉遣いが荒くなった。
- 知らない人からの電話や携帯電話で頻繁に呼び出され、その都度出かけるようになった。
- 友達の間が違って、性格が荒くなってきた。
- 些細なことで怒るようになり、親に反抗するようになった。
- 服装が派手になったり、ブランド品など高価なものを持つようになった。
- 日記やメモ帳などに、心当たりのない多数の電話番号や記号、数字などが書かれていた。
- 与えたはずのない現金を持っていたり、親の知らない預金通帳などを持っていた。



沖縄県青少年保護育成条例違反について

●保護者以外の第三者による連れ出し行為の禁止

保護者の委託や承諾がある場合、又は正当な理由がある場合を除いて、深夜（午後10時から翌日の午前4時まで）に青少年を連れ出し、同伴し、又はとどめておく行為をしてはならない。



☆違反した場合は、30万円以下の罰金

●青少年への勧誘行為の禁止

青少年に、性風俗関連特殊営業の従業員となるよう勧誘してはならない。青少年に、接待飲食等営業の客となるように勧誘してはならない。



☆違反した場合は、30万円以下の罰金

●みだらな性行為等の禁止にかかる罰則の強化

「みだらな性行為、わいせつな行為の禁止」に違反した場合の罰則、罰金の引き上げ。



☆違反した場合は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金

私たち大人は、青少年が犯罪に巻き込まれないように保護、善導に努めることや、深夜、営業の施設内にいる青少年に対して、帰宅を促すよう努めなければなりません。地域の子どものための将来のため、私たち大人が手を取り合って一致団結して保護、善導に努めていきましょう。



大麻の怖さを知っていますか

～大麻は、身体と精神を破壊する恐ろしい薬物です～



大麻など薬物への「依存性」と「耐性」

依存性 ちょっとしたきっかけから始めた薬物の乱用が、「不安感をなくすために」薬物なしではいられなくなります。

耐性 使用を繰り返すうちに同じ量では効き目がなくなります。



1回だけと思って始めた人も「**依存性**」と「**耐性**」により、使用する薬物の量と回数が**どんどん増え**、自分の意思ではやめることができなくなります。



水難事故防止運動実施中

期間 4月24日～8月31日

標語 青い海 一人の海は 赤信号

気の緩みが大きな事故のもと
こんな時は絶対に泳がない

- ・ 天気の良い日
- ・ 波の高い日
- ・ 体の調子が悪い日など



平成20年の水難事故
発生・・・55件
死亡・・・31人
救助・・・27人

シナイ

飲酒運転四ない運動

運転者は・・・

- 運転するなら酒を飲まない
- 酒を飲んだら運転しない
- 地域・家庭では・・・
- 運転する人に酒をすすめない
- 酒を飲んだ人に運転させない

飲酒運転はやめましょう

